

派遣報告書

平成24年 4月 5日

倉吉市議会議長
谷本修一様

倉吉市議会 会派「くらよし」
(代表) 議員 大津昌克



次のとおり行政視察・調査を行ったので、その結果を報告します。

記

- 派遣期間 平成24年3月27日(火)から平成24年3月28日(水)まで
- 派遣先 (1) 出雲市 (2) 雲南市
- 視察(調査) 議員名 段塚 廣文、丸田 克孝、渡邊 法子、大津 昌克
- 面会者
出雲市議会事務局次長補佐 林 辰昭 氏
出雲市議会事務局 池尻 精二 氏
出雲市教育委員会教育政策課長 長見 康弘 氏
雲南市議会議長 藤原 政文 氏
雲南市議会事務局次長 後山 洋右 氏
雲南市政策企画部地域振興課長 小川 忍 氏
雲南市政策企画部地域振興課地域振興グループ 石田 誠 氏
- 派遣目的 (1) 出雲市
①社会教育が教育委員会から市長部局に移管された経緯と実態について
②議会基本条例について
(2) 雲南市
①公民館を交流センターとして、市長部局所管による生涯学習と地域振興への取り組みについて
②地域自主組織の取り組みと活動について
- 視察の経過及び感想 別紙「行政視察報告書」参照
- 添付書類 (1) 出雲市行政視察次第
(2) 雲南市行政視察次第
(3) 面会者名刺
(4) 写真集

要した経費： 4人合計 67,147 円

行政視察報告書

(視察の経過及び感想)



出雲市 旧JR大社駅

平成24年3月

- (1) 島根県出雲市 3/27 (火) 14:30~16:30
- (2) 島根県雲南市 3/28 (水) 9:30~11:30

倉吉市議会 会派「くらよし」

視察者 段塚博文、丸田克孝、渡邊法子、大津昌克

はじめに

〔視察の経緯と目的〕

平成の大合併で自治体の面積も広域になり、住民からは行政サービスの低下などを危惧する声も少なくはありません。また、地方分権時代に向けて、行財政改革や地方の自立など、私たち倉吉市においても課題は山積しています。

そんな中、各地では市民参画や市民協働による新しい地域づくりの取り組みが見られるようになってきました。

しかしそこには、地方自治法を始めとする各法令の壁や制約もあり、地方の自立は容易ではありません。

そこでこのたびは、地域振興と生涯学習を一体化させ特色ある取り組みをしている、おなじ山陰地方の島根県出雲市と雲南市を行政視察することといたしました。

出雲市は、教育行政のうちスポーツ、文化・芸術、生涯学習等の社会教育を、すべて市長部局に移管しています。したがって、教育委員会は学校教育のみの所管となります。

これは、地方自治法で規定される補助執行を利用することで実現した、裏技とでもいうべき手法です。

特徴的なのは、社会教育法の公民館を廃止し、市長部局所管のコミュニティセンターとして設置し、そこで生涯学習と地域振興を行なっているのです。

この取り組みは、地域振興におけるその現実を見たとき、地域住民の抛りどころは公民館であるのに、その活動が社会教育法により制限されることや、教育委員会の独立性などその運営の限界から、より住民サービスの向上と、市長直轄による施策実現のスピード化を図った結果であるといえるでしょう。

さらには、出雲市では、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会運営の実現を果すことを目的に、全国でもいち早く議会基本条例を制定されており、その過程と運用の実際についても研修することとしました。

また、雲南市は地域自主組織というものを新しく組織され、やはり公民館を廃止し、交流センターとして市長部局所管で生涯学習と地域振興を行なっています。

雲南市では、地域の自立を視野に入れ、鹿児島県の「柳谷町内会（通称：やねだん）」にも似た取り組みであり必見です。

やはり、この山陰という風土がつくり出した一つの行政手法は、古事記編纂1300年を迎える本年にあたり、学ぶ必然を感じます。

隣県島根の業をしっかりと学び、倉吉市政に活かせるよう研鑽を深めたいと思います。

〔出雲市〕

1 出雲市の概要

出雲市（いずもし）は、島根県の中東部に位置する商工業都市です。県内では2番目、山陰地方では松江市・鳥取市に次いで3番目の人口を抱えています。本市を中心に「出雲都市圏」が形成されており、隣接する大田市と共に県中部の中心都市となっています。また松江都市圏・米子都市圏とともに、雲伯地方に中海・宍道湖経済圏が形成されていると見なされます。出雲市は「神話のふるさと出雲」として全国に知られているように、出雲大社、須佐神社、西谷墳墓群、荒神谷遺跡ほか多くの歴史・文化遺産にも恵まれ、歴史文化のシンボル空間を形成しています。

現在の出雲市は、2005年3月22日に、旧出雲市・平田市・簸川郡大社町・湖陵町・多伎町・佐田町の2市4町が新設合併してできた自治体にさらに、2011年10月1日に斐川町が編入合併してできたものです。旧出雲市は、室町時代以来、物資の集散地となった今市を中心として、周辺の村が合併して成立した市です。

2012年2月29日現在の人口は175,266人、世帯数は59,808世帯です。

旧出雲市の市長であった岩國哲人氏が、独創的な市政を行なったことは有名です。

2 研修内容

①議会基本条例について

○合併と議会基本条例制定までの経緯

平成17年3月22日、出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町の合併により新出雲市が誕生しました。

この市町村合併という大きな変化の節目に際して、地域は隣接していても、長年異なる自治体、異なる議会で活動してきた多くの議員にとっては、他の地域や住民のさまざまな実情や思いを知ることは容易ではなかったようです。

そこで新出雲市議会は、寺田昌弘初代議長と今岡一朗2代目議長の的確なリーダーシップにより、合併による地域の一体性の醸成を図りながら、地方分権時代を強く意識した新しい議会のあり方を探るとともに、議会の政策立案機能の実現を目指すことに力を注いでこられました。

そして、栗山町議会、三重県議会、伊賀市議会などが、議会基本条例を制定する中、平成19年11月に「出雲市議会基本条例」が、議員提案により制定されました。

○議会基本条例の検討経過

まずは、議会基本条例検討委員会を、正副議長、前正副議長、各会派1名の14名で設置し、平成19年6月26日の第1回目から平成19年11月22日までに延べ7回の委員会を開催し、平成19年11月29日の第4回定例会において、賛成多数で可決し条例公布にいたりしました。

当時は、先進事例も少なく、文言や将来的効果などかなり議論したとのこと。議員の全員の理解を得、全会一致を目指したのですが、結果として一部の議員からは異論があり、賛成多数となったようです。

○議会基本条例の規定内容

出雲市議会基本条例は、4章17条から構成されており、市議会の基本的な事柄を定めています。特徴的な内容は、次の通りです。

- (1) 「会派」と「行政視察」について、定義を定めたこと。
- (2) 地方自治法等に定める専門的知見の活用や公聴会制度、参考人制度を活用し、これを参考により適切な判断を行なうよう定めたこと。
- (3) 議員相互間の議論を活発に行い、合意形成に努めることを定めたこと。
- (4) 本会議一般質問については、市民にわかりやすく、論点を明確にするために既に導入していた一問一答方式について定めたこと。
- (5) 先進的事例を調査研究するために、友好交流都市等の国内外の地方公共団体及び議会との交流連携を推進することを定めたこと。
- (6) 議員又は会派は、議会報告会を開催し、市民への説明責任を果たすとともに、意見聴取して政策立案に生かすことを定めたこと。
- (7) 委員会を原則公開と定めたこと。
- (8) 政務調査費の適正な執行と説明責任について定めたこと。
- (9) 行政視察は、市の施策に生かすことのみを目的として行い、報告書は他の議員等が閲覧できる場所に保管するよう定めたこと。
- (10) 分権時代の地方議員のあり方を議論し、不断の議会改革に取り組むことを定めたこと。
- (11) 必要に応じて条例改正を適宜行なうものと定めたこと。

この条例は、議会の基本となるもので、特に新たに変わったことを定めようとしたのではなく、栗山町議会の「反問権」導入などはあまり議論にでなかつたようです。

また、条文中の議員又は会派による議会報告会のありかたについても、現状の他自治体議会が行なう、議会としての報告会と異なっています。これは、議員の考え方の違いから開催の詳細が決定できなかったのだということです。

翌年平成20年9月29日には、社会情勢の変化や市民の意見等を勘案し、必要があるときはこの条例に検討を加え、所要の措置を講ずるとする附則が加えられました。

○今後の課題

条例は策定することに意義があるのではなく、策定した後に、どのように運用するのかが重要です。

出雲市議会では、「市民参加」や「市民の意見を聴取して」などの大切な事柄が定められていますが、条例を検討するためにパブリックコメントや市民アンケートを行なう機会をもたなかったそうです。

事務方の説明にもありましたが、まずは条例制定ありきで、条例制定を先行させた経緯があり、今後の課題であるとの説明がされました。

○所見

議会に関する主な法令等は、地方自治法を始め、各議会が制定した会議規則、委員会条例などがあります。議会基本条例は必ず制定すべきものではありませんが、議会が市民の負託を実現するという本来の目的を達成するために、議会の特別な定めをするというよりは、あくまでも議会や議員の基本的なあり方など、議会・議員に関する基本的な事項を定める上位の条例であると思います。

したがって、議会改革等を推し進め、議会活動を活性化させるためには、条例を設置することが目的ではなく、どのように行動するかが問題です。実務としては、条例を制定することなく、現行法の中で、その時毎に対処することも可能でしょう。

しかしながら、そのような場当たりの対応では、議会の信頼と信用を損なう恐れが生じないともいいきれません。議長や委員長が代わるたびに、議会の運営方針が変わるのでは、住民の負託を受けた議会活動の実現に応えているとはいえないでしょう。なぜなら、議員は民意（選挙）によって選ばれますが、議長、委員長は違うからです。

近年、地方分権推進一括法の制定など、地方分権改革が進む中で、2元代表制を実現するための地方議会の役割は一層重要となっています。全国で初めて議会基本条例を制定した、北海道の栗山町をはじめ、矢祭町議会における議員報酬の日当化や、三重県議会における通年議会移行への取り組みなどは、地方分権時代の自治体における議会のあり方を根本から見直そうとする対極の例とも思えます。それぞれの地方議会が、それぞれの地域の実情にあった考え方で、議会の運営をしていく時代となっていくとすれば、議会基本条例の持つ役割は一層重要となるはずです。

現在の地方自治法が、新たな地方分権時代に対処できる地方議会のあり方を十分に定めているかという点、いささか問題があるように思われます。さらには、時代と共に法の一部改正などが行なわれる中、議会のあり方についても変化を必要としていることは事実です。

私たち倉吉市議会としても、時代の変化を改革のチャンスにとらえ、本来の目的である市民の負託に応える議会を実現するために、日々の研究と実践による議会改革へ向けての不断の努力をすることが必要であるという、さらなる決意を感じた視察研修となりました。

②社会教育が教育委員会から市長部局に移管されたその経緯と実態について

○出雲市における教育行政改革

～生涯学習・芸術文化・文化財・スポーツ部門の市長部局への移管～

出雲市では、学校教育における、いじめ、不登校、問題行動など、教育委員会だけでは解決が困難な喫緊の課題に対処するため、教育委員会組織を見直し、改革へ向けて先駆的な実践を行なってこられました。

それは、あの有名な岩國哲人元市長のあとを受け、出雲市長に就任された西尾理弘前市長によって行なわれたものです。西尾氏は文部省で約30年の行政経験をへて市長になりました。文部官僚出身者としては、戦後初めての市長でしたが、最初から教育改革を目指されたわけではなかったそうです。

平成10年頃、教育現場が荒廃しており、小学校では不登校の子どもが増加し、いじめや教員への暴力、さらには学力低下などが指摘されるようになっていました。でも教育委員会からはなかなか有効な方策がでてきません。発想も財源もない教育委員会に西尾氏はジレンマを感じ、市長も教育委員会に出て教育行政に関わり改革をしたいとの思いが強くなったそうです。

そこで、平成13年4月から、市議会を始め関係機関・市民各層の理解を得て、教育委員会組織の改革を断行し、教育委員会の事務のうち、生涯学習や芸術文化、文化財、スポーツなどの部門を、地方自治法の補助執行の規定（地自治法180条の7：委員会等の事務の委任・補助執行・委託等）により市長部局に移管しました。これにより、教育委員会が学校教育問題に専念できる体制が整い、従来以上に学校現場とのコミュニケーションも密になり、多くの成果を挙げておられます。

一方、生涯学習、芸術文化、文化財、スポーツ行政については、教育のみならず市民の多様なニーズを受け止め、総合的な市行政の中で弾力的かつ効率的に執行できる体制となり、市民の期待に応えた行政サービスを提供しています。

さらに、教育委員会と市長部局双方の基本方針や重要施策決定にあたっての協議の場として「教育行政連絡協議会」を設置（要項策定）し、市長、副市長と教育委員、教育長が定期的に協議会を開催し、双方の意思疎通・調整を円滑に行なっています。

○補助執行の実際

前西尾市長は、現在の橋下大阪市長に近い考えであり、首長が教育行政に関われば、福祉、産業と一体のものと考えながら策が打てるし利点は大きいと考えておられたようです。本音としては社会教育のみならず学校教育にも関与したいと思っておられたようですが、法律上の規制で現在のようになったそうです。地方自治法では、自治体は教育委員会を置かなければならないと規定されており、教育委員会をなくしたり、教委の機能をすべて市長部局に移したりできないのです。

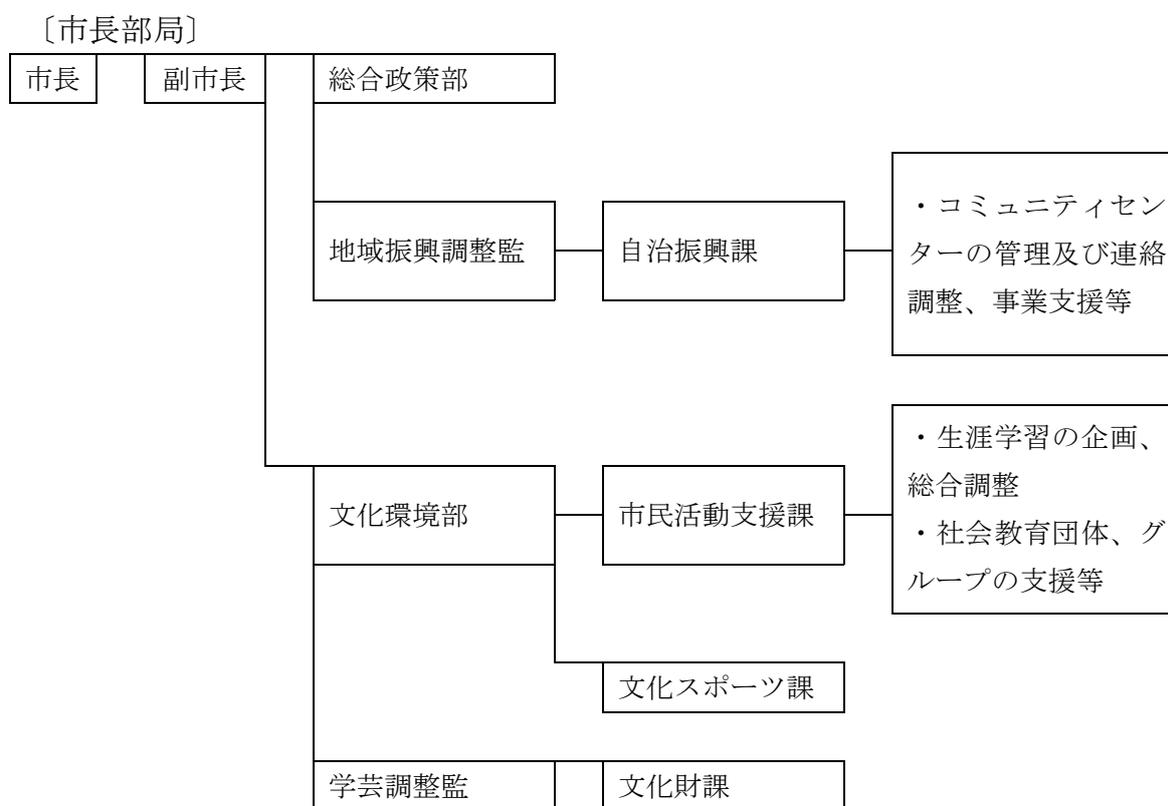
補助執行により社会教育が市長部局になってからは、財源確保や施策決定・

実現のスピード化が図られ、市民の期待に応える行政サービスの向上につながっているようです。

特に公民館の利用については、地縁組織である自治協会からの声もあり、社会教育法上の公民館を廃止し、コミュニティセンターとして市長部局で管理しています。

とはいえ、補助執行とは所管そのものを市長部局にしているのではなく、一度教育委員会で受けてから市長部局へ移すというのが実際の事務のしくみとなっています。ようするに本来は教育委員会所管の事務を、市長部局に下請けされるような仕組みです。ですから補助というのでしょうか。

組織の概要としては次のようになっています。



○コミュニティセンターの運営

先にも述べたように、本来は教育委員会の事務である公民館なので、コミュニティセンター設置条例も教育委員会所管として設置され、おもな内容は次の通りです。（条例一部抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項及び社会教育法(昭和24年法律第207号)の規定に基づき、出雲市コミュニティセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 社会教育法に定める公民館機能の一層の拡充強化を図るとともに生涯

学習、文化及びスポーツ・レクリエーション活動並びに青少年育成、男女共同参画、人権、福祉、環境保護活動及び自治会活動支援など地域の総合的な市民活動の拠点として、また、市政全般の情報収集・提供などの機能を有する施設として、コミュニティセンター(以下「センター」という。)を別表第 1 のとおり設置する。

(役割及び事業)

第 3 条 センターの果たす役割及び事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1)行政・地域情報の収集及び提供
- (2)地域諸団体等の連絡調整及び自立支援
- (3)生涯学習、文化及びスポーツ・レクリエーション等の学習、集会、イベント等の企画実施
- (4)子育て及び青少年健全育成の支援並びに学校教育活動への支援
- (5)健康・福祉の増進、環境浄化及び安全確保の推進
- (6)図書・情報システムの利用促進
- (7)地域住民の集会その他公共的利用に対する施設の開放
- (8)その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

役割及び事業についてはほぼ公民館と同じですが、社会教育法第 22 条の事業を拡大し、地域振興活動についても加えています。したがって、地域づくりの拠点としての機能と生涯学習の実践としての機能を兼ね備えた施設であるといえます。

運営に当たっては副市長を長とするコミュニティセンター運営協議会という民間組織が設立され各センターに人材を配置しています。事務局は自治振興課にあり事務局長は自治振興課長が行なっています。

方法としてはこのコミュニティセンター運営協議会が、各センターの職員を雇用しており、市の臨時職員や嘱託職員ではなく、民間の職員という立場になります。センターは市の直営で指定管理ではありません。センターの職員は各地区の自治協会が推薦し、1 年契約で配置されます。この方法については初めて見るもので、委託でも指定管理でもない新しい手法であるため、さらに研究する必要があります。

○所見

出雲市が社会教育を市長部局に移管した背景と現状を知ることが出来ました。国が策定する法律といえども、やはり地方には地方の課題があり、その運用には疑問や限界があるのが現状です。

今や超スピード社会の中、時代は刻一刻と変化を遂げ、昨日の常識は今日の非常識ともなりえません。地方分権時代の動きが加速する今、遠き将来の町のあり方を視野に入れ、今一番ベターな方法を模索するのは重要なことです。現代においても地方自治のあり方や、教育委員会制度についての議論は収まることを知りません。

私たち倉吉市にとっても、行財政改革の推進と心豊かなまちづくりを双方とも実現するために、いろいろな方法を研究し挑戦することが不可欠と考えます。霞ヶ関の官僚は倉吉の現実など知ることなく、地方自治についての施策を打ち出してきました。加えて国会議員においても、地方のさまざまな問題を周知して地方のために議論をしているかは疑問です。

なぜなら、東日本の災害処理もなかなか進まないし、デフレからの脱却も感じることにはできないからです。自分たちのことは自分たちでやるというのが自治です。国におんぶに抱っここの時代は終わったのではないのでしょうか。一律の方法に拘束されることなく、自立した地域づくりを実現するための議会活動に力を注ぎたいと考えます。

地方自治と地方議会の特徴的な活動をしている出雲市は、たいへん興味深く勉強になりました。市長にしても議長にしても、そのリーダーシップの重要性を大きく感じましたし、誰かがやるのではなく自分たちでやるという意気込みを持つことが大切です。住民意識を喚起するためにもさらなる議会活動に力を注ぎたいとの思いを強くしました。

〔雲南市〕

1 雲南市の概要

2004年（平成16年）11月1日に、大原郡大東町、加茂町、木次町、飯石郡三刀屋町、掛合町、吉田村の6町村が新設合併して誕生しました。

島根県で唯一海に面していない内陸の市です（中海を海とした場合）。中華人民共和国雲南省と同名ですが、当市名は令制国の出雲国南部に位置することによって由来しています。市の人口は2012年2月末日現在、42,411人で、世帯数は13,683世帯となっており、全国の市町村で第587位となります。

雲南市は、島根県の東部に位置し、松江市、出雲市等に隣接し、南部は広島県に接しています。総面積は553,4 km²で島根県の総面積の8,3%を占め、その大半が林野です。

市の南部は毛無山（1,062 m）を頂点に中国山地に至り、北部は出雲平野に続いていることから、市の南北で標高差が大きいです。市内には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川、その他の支流である阿用川、吉田川などが流れています。加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川の合流地点を中心とした平野部が広がっていますが、吉田町、掛合町では中国山地に至る広範な山間部を形成しています。

北部と南部とで標高差があるため、北部の平均気温は14℃前後ですが、南部では12～13℃と平均気温にして2℃程度の差が生じています。年間降水量は約1,700～1,900 mm程度で、冬季には北部でも降雪があり、南部や大東町、木次町の山間部等では降霜や積雪により農作物や交通へ影響が生ずることもあるようです。

2 研修内容

○地域自主組織設立の背景と経過

前述の通り雲南市は平成 16 年に合併し、新たなまちづくりが始まりました。そして平成 19～26 年度の総合計画を策定し、ふるさとの将来像と優先プロジェクトのひとつに「市民と行政の協働によるまちづくり（住民自治）」を掲げました。そもそも合併にいたるまでの「合併協議会」の中で「コミュニティ・住民自治プロジェクトチーム」を設け、地域自主組織設立が検討されています。

その背景は、中央集権から地方分権への動きの中で①平成 12 年の地方分権統一法の施行による、地方分権の動きの加速、②小泉政権での三位一体改革、③市町村合併の推進や、道州制議論等が湧き上がってきたことにあります。

そして「一律にきめたことを当てはめるのではなく、課題に近いところで解決した方が、実情の沿った対応ができ、幸せに繋がる」という考えの基、補完性の原理を打ち出しました。補完性の原理とは、①個人や家庭で解決できることは、個人・家庭で解決する、②個人や家庭で解決できないことは、地域で解決する、③地域で解決できないことは、身近な基礎自治体（市町村）で解決する、④基礎自治体で解決できないことは、広域自治体（都道府県）で解決する、⑤広域自治体で解決できないことは、国で解決するというものです。

プロジェクトチームの協議や住民アンケートの中で、合併を改革の契機にすることや、本格的な住民参画を仕組みをつくらなければ行財政改革も成り立たないこと、行政サービスの低下に対する危惧感、少子高齢化による地縁活動の衰退、などが議論されました。

こうした中から、根本には「補完性の原理」による“自らの地域は自らで良くしていこう”という考えがあり新市建設計画では、重点施策の一つに「まちづくりやコミュニティ活動の活性化による住民自治の充実強化」を掲げ、住民自主活動やまちづくり活動と自治体との協働システムを構築することが重要として『地域自主組織』の設立及び活動の充実を市の施策として展開することになりました。それが冒頭の「市民と行政の協働によるまちづくり」に繋がっています。

○地域自主組織の設立～新たな地域コミュニティ組織づくり～

市内には役 550 の自治会がありますが、自治会活動においてはかなりの停滞が見られます。問題点としては、少子高齢化により継続が困難なもの、リーダー不足、若年層の興味低下や参加減少、女性の参加・発言のしにくさ、自治会未加入世帯の増加、自治会と行政が対等な関係ではなく、むしろ行政の下請け機関のようにになっているなどが挙げられました。

こうした中、自治会機能を補完する新しい住民自治組織の設立と、自分が暮らしている所だから、もっと住み良くしたいとの思いを実現するために、平成 16 年の合併以来、平成 19 年末に全ての地域自主組織（市内全域で 44 組織。）が設立されました。

中でも新しい仕組みづくりは次の通りです。

〈自治会（集落）の性質〉

- ①会合には主に世帯主が出席。…「1戸1票制」
→男性の年配者による発想で物事を考える。
- ②会合の内容を家族に伝えることが少ない。
→女性や若者が考え、意見を言う機会がない。
- ③代表者は持ち回り（輪番制）
→新しいことに積極的に取り組むことが難しい。



〈「地域自主組織」に必要な仕組み〉

- ①「1戸1票制」を打破し、子どもや若者、女性など幅広い世代が関わる「1人1票制」を実現する。
- ②生活の維持、福祉、楽しみの実現、産業振興など、幅広い分野の活動を進める。
- ③課題ごとに部会を設けるなど、住民1人ひとりが「気軽に組みあがる」、「楽しく組みあがる」、「やる気を発揮できる」仕組みをつくる。

（そのためには、「ワークショップ」「個人アンケート」等により、子ども・女性・若者・高齢者などの意見や想いが反映できる手法を取り入れる。）

○「個」のリーダーから「レンジャー型」リーダー（リーダー「群」）へ

1人のリーダーでは限界がありますし、1人にたより切ってしまうと次に繋げるのは不安です。実際どのコミュニティでも、次の役員を決めるのに大変な苦勞をしています。みんなそれぞれの立場で、それぞれの得意を活かしてか活動や役割を考えれば、住民1人ひとりがその道のリーダーとして活躍することができ、組織作りを通じてリーダーが育ちます。

○地区計画の策定について

行政につくらされたという組織ではなく、あくまでも自分たちの問題は自分たちが解決するという立場から、地域を知り、課題や問題あるいは良さを知ること、地域全体で想いを共有し、自分たちの地域の機能を維持し、さらには住みやすくするための「地区計画」づくりに取り組むこととしました。

この計画作りの過程を大切に、多くの人の意見を取り入れ、課題を洗い出し、将来像を明らかにすることで、地域住民が課題を共有することになります。地域自主組織には、小学校区・交流センター（公民館）区域といったスケールメリットと、地域内のいろんな団体（自治会・老人会・女性の会・PTA・ボランティア組織等）を超えた連携や、多くの声を反映できる新しい意思決定の仕組みを取り入れながら、自らあるいは行政やNPOなどとの協働により、地

域の課題解決や魅力の発見とそれを活かした活動を実践することが求められており、そのためにも地区（地域）の計画づくりは大切な取り組みです。

また、地域自主組織の活動を促進していくために地域マネージャー制度を設け、20 組織に 27 名の地域マネージャーが設置されています。地域マネージャーは、地域活動の企画立案に関することや、地区計画に策定や実施の支援に関することなどのコーディネート（調整）を行ないます。

雲南市では、地域自主組織が自らの地域の活動について地域マネージャー（集落支援員該当）を配置し、地域づくりを推進していく場合には、地域振興補助金制度により支援を行なっています。

○交流センターの設置に向けた取り組み

地域自主組織の取り組みと平行して、時代の情勢と市民と行政の協働を推進し、また新たな公共領域分野も担っていける総合的な地域づくりの拠点を整備する必要があります。

そのためには、公民館等の施設を活用し、名称については市民にとって歴史と愛着のある「公民館」という呼称に配慮しつつも、これまでの公民館活動が生涯学習を中心とした取り組みであったものから、「市民活動支援機能、生涯学習機能、福祉機能」の 3 つを複合的に備えた新しい地域づくり施設としてイメージ刷新する意味で、「〇〇交流センター」として名称の改称を行い、平成 22 年 4 月 1 日からスタートしました。

なお、交流センター設置については、これまでの公民館 26 箇所から 29 箇所になりました。

さらに、交流センターを自分たちの施設として愛着をもって活用してもらうため、指定管理制度を導入し、平成 23 年度では 29 施設中 22 施設に指定管理者（主に地元の地域自主組織）による管理を行なっています。

また、財政支援として、交流センター職員の雇用に関する経費として 97,254 千円、交流センターを拠点として行なう地域活動づくりのために取り組む事業に対して 38,733 千円を予算化、交付しています。

これは、社会教育法第 22 条の規定がコミュニティ活動に制限を与えることから、所管を教育委員会から市長部局に移管しています。これにより交流センターが「学んだ成果による地域課題の解決や、豊かな地域づくりに活かす場」となるよう、また、市（教育委員会）の事業から、市と地域の事業を推進し地域の自主性と自立を推進するため、自主事業も支援しています。これによって自主財源の確保も行なえ、地域の自立へ向けてますますの活動が期待できます。

交流センターの職員雇用については、出雲市と同じようなシステムを採用しているようです。「交流センター雇用協議会」を設立しそこで職員を雇用します。そして各交流センターに配置しているのです。したがって指定管理料に人件費は含まれておらず、交流センター雇用協議会に一括して交付金が支払われています。

○所見

合併後のまちづくりの中で、やはり地域のことは地域で決めるといった地方分権のあり方を活かして、公民館を交流センターとして、機能を増幅させるやり方に共感を得ました。

やはり教育機関としての存在には限界があり、地域の実情にてらしても、市民活動、生涯学習、地域福祉は三位一体であると考えます。生涯学習を交流センターで行なうことに何の弊害もありませんし、むしろ出雲市のように予算付けから施策実現までがスピーディーに行なえると思います。

地域の課題や問題解決に一番ベターなあり方を考え、市民協働、市民参画を推進するためにもよりシンプルなあり方であるともいえるでしょう。

なにより、全国からの行政視察が多すぎて後を絶たないとのこと。それだけでも市外との交流活動の一翼を果しているのですから。

また、研修の中で説明いただいた地域自主組織による「食の杜」という施設にも足を延ばし現地視察させていただきました。そこでは農園の経営やどぶろくの製造販売、葡萄の栽培からワイン醸造、レストラン経営、パン屋などまさに食の杜でした。これらが地域自主組織として活動していけば、財源の確保や自主事業による新しい公共の実現が期待できます。

地方自治の主役は住民です。住民の参画意識の向上と、地域の自立を目指すことが、今後のまちづくりに向けての大きなキーワードとなるでしょう。さらに研究を進め、倉吉により良い施策を立案し行政へ提案したいと思います。

[今回の視察研修を終えて]

3月議会を終えて年度末のわずかな期間に、出雲市さんと雲南市さんに行政視察を快く受けていただき大変感謝しております。

私たち会派「くらよし」は、1月下旬の京丹後市（議会改革）と京都市（100人委員会）に続き、地方自治改革をテーマに行政視察をしてまいりました。いずれの自治体におかれましても、共通するのはチャレンジです。前例のないことにチャレンジし、修正すべき点は改善し、住民のための施策実現に向けて本気であるということです。新しいことをやると、必ず批判がありますし、足を引っ張られます。しかし、今の変革期に必要なのは、想いを実現する強いリーダーシップであり、共感と共鳴であると思います。人を動かすのは先ずは「感動」させることです。人は感動すると自ら動き出します。

最後に、この議員の行政視察が、住民にとっての有効な政策提言や条例制定に繋がるようしっかりと研鑽を深め議論してまいります。今後も住民みなさんの負託を実現する議会活動を実践すると共に、時代に沿った議会や議員のあり方を検証し、そして、議員として自らを律した活動を行うことをお誓い申し上げ、行政視察の報告とさせていただきます。ご意見等ございましたら倉吉議会事務局、会派「くらよし」までお願いいたします。

[文責] 会派「くらよし」幹事長 大津昌克